# コーポレート・ガバナンス

## 1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、コーポレート・ガバナンスの充実が、株主をはじめ とする全てのステークホルダーからの支持と信頼の確立を目指 していくための最も重要な経営課題の一つと位置づけ、株主共 同の利益とステークホルダーとの協働を確保しつつ、経営活動 や意思決定の透明性向上に努め、コーポレート・ガバナンスの 充実に継続的に取り組むこととしています。

当行は、銀行業務に精通した取締役による意思決定機能およ び独立した複数の社外取締役による公正かつ透明性の高い経営 監督機能を有する取締役会と、常勤の監査等委員である取締役 による高度な情報収集力と過半数の社外取締役を配し強固な独 立性を有する監査等委員会による監査等委員会設置会社を採用 しています。

## 2 企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

当行は、監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む) に取締役会における議決権を付与することにより、監査・監督 機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制を より一層充実させ、さらなる企業価値向上を図ることを目的と して「監査等委員会設置会社」を採用しています。

業務執行、監査に係る当行の機関等の内容(2023年6月23 日現在) は次のとおりです。

#### (1) 取締役会

取締役会は代表取締役頭取が議長を務めており、客観的かつ 合理的判断を確保しつつ報告・審議および当行の重要な業務執 行を決定し、取締役の職務の執行を監督することとしています。 取締役会は原則、毎月開催しています。

#### (2) 常務会

取締役会で決定した基本方針に基づき経営に関する重要事項 を協議する機関として、代表取締役頭取、代表取締役専務、常 務取締役、取締役および常勤の監査等委員である取締役により 構成される常務会を取締役会の下に設置しており、代表取締役 頭取が議長を務めています。常務会は原則、毎週開催していま す。

#### (3) 指名・報酬諮問委員会

取締役会の任意の諮問委員会として、取締役の選解任や報酬 に関する重要な事項の決定にあたり、独立社外取締役の適切な 関与と助言を得る機会を確保し、公正性・透明性・客観性を高 めることを目的に設置しており、代表取締役頭取、代表取締役 専務および監査等委員である社外取締役4名の計6名で構成さ れ、代表取締役頭取が委員長を務めています。

## (4) 経営委員会

常務会の諮問機関として、「信用リスク管理委員会」・「コン プライアンス委員会 | · 「ALM委員会 | · 「システム投資委員会 | の4つの経営委員会を設置し、経営に関する重要な課題につい て各部門間の連携を図り、協議・調整を行っています。

各委員会の議事結果については、常務会の各員に報告してい るほか、重要な事案については常務会で協議し、取締役会で決 定しています。

#### 【信用リスク管理委員会】

与信に係るリスク管理と適切な与信ポートフォリオの構築を 目的に設置しており、事務局であるリスク統括部の担当役員で ある取締役が委員長を務めています。委員会は必要に応じて適 宜開催し、常勤の監査等委員が出席することとしています。

### 【コンプライアンス委員会】

法令等の遵守体制を確立し、コンプライアンス意識の高い企 業風土の実現を目的に設置しており、代表取締役頭取が委員長 を務め、事務局はリスク統括部が担っています。委員会は毎月 開催し、常勤の監査等委員が出席することとしています。

#### 【ALM委員会】

リスク量の計測や分析を通じ、安定した収益の確保を目指す ことを目的に設置しており、代表取締役頭取が委員長を務め、 事務局はリスク統括部が担っています。委員会は毎月開催し、 常勤の監査等委員が出席することとしています。

#### 【システム投資委員会】

戦略的・効率的なシステム投資を行うことを目的に設置して おり、代表取締役頭取が委員長を務め、事務局は総合企画部お よびIT・オペレーション統括部が担っています。委員会は毎月 開催し、常勤の監査等委員が出席することとしています。

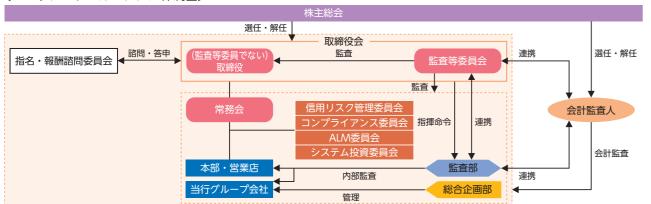
## (5) 監査等委員会

監査等委員である取締役および監査等委員である社外取締役 4名の計5名で構成される監査等委員会は、原則月1回開催する ほか、常勤の監査等委員が常務会および各経営委員会に出席し、 取締役の職務の執行および業務全般について監査を行うことと しています。

#### (6) 会計監査人

会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任していま す。会計監査人は、法令等に基づき当行の計算書類等を監査し ているほか、財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果を監 査しています。

## [コーポレート・ガバナンス体制図]



## 🔋 経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

#### (1) 経営陣幹部の選任

経営の責任者の一翼を担うことを自覚し、他の模範となるよ う常に研鑽を重ね、誠実かつ忠実に経営陣幹部としての職務を 全うすることができる者を頭取が推薦し、指名・報酬諮問委員 会の審議を経て、取締役会で決定することとしています。

#### (2) 経営陣幹部の解任

経営陣幹部として求められる職務を全うできないと認められ る場合、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会で決定 することとしています。

#### (3) 取締役候補の指名

#### ①取締役(監査等委員である取締役を除く。)

当行の経営戦略の実現に向け、銀行の経営管理を的確、公正 かつ効率的に遂行することができる知識および経験と十分な社

会的信用を有する者を頭取が推薦し、指名・報酬諮問委員会で の審議を経て、取締役会で候補の指名を行うこととしています。

#### ②監査等委員である取締役

取締役の職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に 遂行することができる知識および経験と十分な社会的信用を有 する者を頭取が推薦し、指名・報酬諮問委員会での審議および 監査等委員会より同意を得たうえで、取締役会で候補の指名を 行うこととしています。

#### (4) 社外取締役候補の指名

これまでの経歴に基づき、専門的な知識や経験を有し、自ら の知見に基づいて当行の持続的な成長や中長期的な企業価値の 向上に貢献できると判断される者を頭取が推薦し、指名・報酬 諮問委員会での審議を経て、取締役会で候補の指名を行うこと としています。

# 4 取締役会の構成に関する考え方

取締役会は、定款に定める員数を上限としつつ、取締役会の実効的かつ安定的な運営を実現する観点から構成するものとし、株主 総会に取締役の選解任に関する議案を付議するにあたっては、次に掲げる考え方を踏まえて適切に実施することとしています。

#### 取締役会全体としてのバランス、多様性および規模に関する考え方

- 1. 取締役会は、十分な議論と迅速な意思決定を行うための適切な員数とし、ジェンダー、職歴、年齢の面を含む多様性と適正 規模を両立する形で構成する。
- 2. 取締役会の全体としての知識・経験・能力・専門分野のバランスを考慮する。
- 3. 取締役会は、経営に対する監督機能の実効性を確保するため、独立性を有する社外取締役を複数名選任する。
- 4. 監査等委員には、財務・会計に関する十分な知見を有している者を1名選任する。
- 5. 取締役会の継続性・安定性の観点から、取締役候補の決定にあたっては、同時に全てまたは殆ど全員の候補が新任とならな いよう考慮する。

## 5 取締役のスキル・マトリックス

	氏	名		経験分野・専門分野										
				経営企画 経営戦略	リスク 管理	人事 管理	営業	審査	市場運用	シス テム	企業 経営	財務 会計	法律	地域 行政
(監査等委員を除く	石田	幸雄		•	•	•								
	川合	昌一												
	鈴木	裕之		•	•	•				•				
	西山	克義					•							
	相場	実		•	•			•						
5	髙橋	義彦												
£	ШП	知康			•	•	•							
(監査等委員)	細貝	巌	社外										•	
	坂井	啓二	社外									•		
	中村	稚枝子	社外											•
	高橋	正秀	社外								•			

- ※1. スキル・マトリックスは、各氏が有する全ての知見を表すものではありません。
- 2. 社外取締役については、特に期待する専門分野を記載しています。

## 6 取締役会の活動状況

#### 取締役会における主な検討内容(2022年度)

- ・第12次中期経営計画の達成に向けた取組みについて
- ・SBIホールディングス株式会社との戦略的資本業務提携について
- ・店舗政策について
- ・システム投資案件について

- ・政策投資株式の各銘柄の今後の保有方針について
- ・財務報告にかかる内部統制の有効性評価について
- ・「コンプライアンス・プログラム」の取組みについて
- ・「リスク管理プログラム」の取組みについて

#### 取締役会の実効性の分析・評価

当行では、取締役会全体の実効性について、毎年、社外を含 む取締役の自己評価をベースに分析・評価を行うこととしてい ます。2023年6月の取締役会において、取締役会全体の実効 性に関する分析・評価を行い、取締役会全体の実効性は確保さ

れていることを確認するとともに、さらなる実効性向上に向け、 取締役会の開催時間や決議・報告されている項目の適切性を課 題として共有しています。

## 7 社外役員の状況

#### (1) 社外取締役の員数

当行の社外取締役は4名であり、いずれも監査等委員であり ます。

### (2) 選任状況に関する考え方、企業統治において果たす機 能および役割

細貝巌氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに 高い法令遵守の精神を持ち合わせており、取締役の職務の執行 の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる 知識および経験を有していることから、監査等委員である社外 取締役として選任しています。

坂井啓二氏は、公認会計士、税理士としての豊富な経験と専 門的見地から企業会計に関して高い実績をあげており、取締役 の職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行する ことができる知識および経験を有していることから、監査等委 員である社外取締役として選任しています。

中村稚枝子氏は、長年にわたり新潟県の行政に携わり幅広い 知識と豊富な知見を有しており、取締役の職務の執行の監査・ 監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識およ び経験を有していることから、監査等委員である社外取締役と して選任しています。

高橋正秀氏は、公共性・倫理性の高い報道機関出身者であり、 また、会社経営者としての幅広い見識を有しており、取締役の 職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行するこ とができる知識および経験を有していることから、監査等委員 である社外取締役として選任しています。

#### (3) 社外取締役の独立性

当行は、社外取締役の独立性判断基準を次のとおり定め、適 切に運用しています。

## 【社外取締役の独立性判断基準】

当行における社外取締役候補者は、原則として、現在ま たは最近において以下のいずれの要件にも該当しない者と

- 1. 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- 2. 当行の主要な取引先またはその業務執行者
- 3. 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を 得ているコンサルタント、会計専門家または法律専 門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体 である場合は、当該団体に属する者をいう)
- 4. 当行から多額の寄付等を受けている者またはその業 務執行者
- 5. 当行の主要株主またはその業務執行者
- 6. 次に掲げる者(重要でない者は除く)の近親者
- ア. 上記1~5に該当する者
- イ. 当行の子会社・関連会社の業務執行者及び業務執 行者でない取締役

#### ※定義

「最近」: 実質的に現在と同視できるような場合をいい、 例えば、社外取締役として選任する株主総会の 議案の内容が決定された時点において該当して いた場合などを含む。

「主要な」: 直近事業年度の連結売上高(当行の場合は連 結業務粗利益)の2%以上を基準に判定する。

「多額」:過去3年平均で、年間1,000万円以上

「主要株主」:議決権比率10%以上

「重要でない者」:「会社の役員・部長クラスの者や、会計事 務所や法律事務所等に所属する者につい ては公認会計士や弁護士等」ではない者

「近親者」:配偶者及び二親等以内の親族

上記の独立性判断基準に照らし、社外取締役全員が当行から の独立性を有していると考えられることから、当行は東京証券 取引所に対し、全員を独立役員として届け出ています。

# 8 役員の報酬等

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、取締役とい う) の報酬等は、株主総会において承認された総額の範囲内で、 透明性、公正性および合理性の確保を目的に、指名・報酬諮問 委員会の審議および答申を経て取締役会決議により決定してい ます。

取締役報酬等の決定方針は、指名・報酬諮問委員会の審議お よび答申を経て、取締役会において決議しています。また、取 締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、 報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締 役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬 諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認していま す。

### 取締役報酬等の決定方針

- 1. 取締役の報酬は、役割や責務に応じて月次で支給する「確 定金額報酬」(固定報酬)、単年度の業績等に応じて支給 する「業績連動型報酬」および中長期的な企業価値向上 への貢献意欲や株主重視の経営意識をより一層高めるた めの「株式報酬型ストックオプション」(変動報酬)を もって構成する。
- 2. 取締役の確定金額報酬の額および各人の額については、 役位別の役割や責務を勘案し決定する。
- 3. 業績連動型報酬の報酬枠(年額)については、直前事業 年度における当行単体の当期純利益を基準とし、各人の 額は当行の経営環境や単年度の業績、役位等を勘案し決 定する。

- 4. 株式報酬型ストックオプションについては、新株予約権 の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正 価額(ブラック・ショールズモデルにより算定)に、割 り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額とする。各人 の額については、役位別に設定した標準額を基準として 算定する。
- 5. 取締役の報酬の構成割合は、役割や責務に応じた堅実な 職務遂行を促す固定報酬と中長期的な業績や潜在的リス クを反映させるための変動報酬が、適切な水準となるよ
- 6. 取締役の報酬および各人の額については、指名・報酬諮 問委員会の審議および答申を経て、取締役会の決定によ り代表取締役頭取へ再一任することができる。

# 監査等委員である取締役の報酬等

監査等委員である取締役の報酬等の額および各人の額につい ては、株主総会において承認された総額の範囲内で、監査等委 員である取締役の協議により決定しています。

監査等委員である取締役の報酬は、中立性および独立性を高 めるため、月次で支給する「確定金額報酬」(固定報酬)のみ としています。

## 🤋 監査の状況

#### (1) 監査等委員会監査の状況

### ①監査等委員会監査の組織、人員および手続

監査等委員会は、常勤の監査等委員である取締役1名と非常 勤の監査等委員である社外取締役4名の計5名から構成されて います。

監査等委員会の職務の補佐を行うため、他の部署から独立し た専任のスタッフ2名を配置しています。

監査等委員会では、期初に監査方針、年間の監査計画を定め、 業務分担を決定しています。また、事業年度における取締役の 職務の執行に関して、監査等委員会における審議のうえ監査報 告書の作成や取締役への通知を行い、定時株主総会において株 主に報告することとしています。

なお、監査等委員である社外取締役坂井啓二氏は、公認会計 士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知 見を有しています。

#### ②監査等委員および監査等委員会の活動状況

#### 【監査等委員会の検討事項】

内部統制システム

内部統制部門(リスク統括部)から内部統制システム の構築・運用の状況について定期的に報告を受け、必 要に応じて説明を求めています。

· 重点監查項目等

中期経営計画の進捗状況等経営課題への取組状況を確 認しています。

・会計監査人に関する評価

会計監査人から監査計画・監査方法の説明、四半期レ ビューの報告および監査結果の報告を受け、適切性、 相当性の評価を行っています。

#### 【常勤および社外監査等委員の活動状況】

取締役会、常務会、経営委員会等の重要会議(社外監査等委 員は取締役会のみ)に出席し議事の内容を把握し、必要な発言 を行っています。特に、社外監査等委員は、専門的知見やバッ クグラウンドを活かす形で意見を述べています。

常勤監査等委員は、定期的に年4回の頻度で頭取との面談を 実施しています。

常勤監査等委員は、重要会議の議事録、経費・寄付金等の決 裁書類、契約書等重要書類の閲覧・確認を行っています。

監査等委員全員が、内部監査部門長(年2回)および内部統 制部門長(年2回)との意見交換を行っています。

2022年度において、常勤監査等委員は営業店10ヶ店に対し て往査を実施し、うち4ヶ店に対して常勤監査等委員と各社外 監査等委員1名が同行し運営状況を確認しています。

#### (2) 内部監査の状況

## ①内部監査の組織、人員および手続

内部監査は、内部管理態勢等の適切性、有効性を検証するた め、内部監査部門である監査部 (2023年3月末現在11名) が 実施しています。

監査部は、毎年度取締役会の承認を受けた内部監査基本方針 および基本計画に基づき、営業店、本部、当行グループ会社、 外部委託先等について監査を実施し、頭取、常務会に報告する ほか、年間の総括報告については取締役会に報告しています。

#### ②内部監査部門の活動状況

監査部は、内部統制部門(リスク統括部)が事務局を務める コンプライアンス委員会において内部監査の実施結果を報告し ているほか、委員会には常勤の監査等委員1名が出席すること としています。

(3) 社外取締役による監査と内部監査、監査等委員会監査 および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門と

#### ①監査等委員と内部監査部門との連携状況

監査等委員会において、常勤の監査等委員である取締役が非 常勤の監査等委員である社外取締役に対し、内部監査部門によ る内部監査の状況等について説明を行うこととしているほか、 監査部長が年2回監査等委員会に出席し、監査等委員である社 外取締役との的確な情報共有を図ることとしています。

非常勤の監査等委員である社外取締役は、監査等委員会にお いて説明を受けた内部監査の状況等について意見を述べるな ど、監査等委員間の情報共有のもと、監査部との相互連携を図 ることとしています。

#### ②監査等委員と会計監査人との連携状況

監査等委員会と会計監査人は、相互に監査概要を説明すると ともに、監査等委員会は会計監査人から定期的に監査結果の報 告を受け、意見交換を行うなど、連携を図ることとしています。

非常勤の監査等委員である社外取締役は、会計監査人から定 期的な監査概要および監査結果の報告を受け、必要に応じて説 明を求めるなど、連携を図ることとしています。

## ③監査等委員と内部統制部門との連携状況

常勤の監査等委員である取締役は、内部統制の整備・運用状 況について、半期毎に内部統制部門より報告を受けるとともに、 その結果を適宜監査等委員会において説明することとしていま

非常勤の監査等委員である社外取締役は、こうした的確な情 報共有のもと、監査等委員会において内部統制の整備・運用状 況について、外部者の立場から意見を述べることとしています。

# 10 会計監査の状況

(2023年3月末現在)

監査法人の名称	有限責任監査法人トーマツ
継続監査期間	46年 <sup>(※)</sup>
業務を執行した公認会計士	松崎 雅則氏 石尾 雅樹氏
監査業務に係る補助者の構成	当行の会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士13名、公認会計士試験合格者等4名、その他19名 であります。

(※) 上記記載の期間は、当行が調査可能な範囲で記載したものであり、継続監査期間はこの期間を超える可能性があります。

### (1) 監査法人の選定方針と理由

当行は、会社都合の場合のほか、会計監査人の職務の執行に 支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査 等委員会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総 会の会議の目的とすることとします。また、会計監査人が会社 法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合 には、監査等委員会は監査等委員の全員の同意により会計監査 人を解任します。

監査等委員会は、会計監査人を評価基準に基づき評価した結

果、会計監査人の解任または不再任の決定の方針には該当しな いと判断し、会計監査人を再任しました。

### (2) 監査等委員および監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人を評価基準に基づき評価した結 果、会計監査人に求められる独立性、専門性はじめ適切な監査 品質に基づき職務の遂行が適切に行われる態勢が整備されてお り、会計監査人としての適切性を確保していることを確認して

41 TAIKO BANK

# 役員一覧

# 取締役



取締役頭取 (代表取締役) 石田 幸雄

監査部担当

1976年 4月 株式会社大光相互銀行入行 2003年 8月 業務監査部業務監査室長 2005年 6月 総合企画部企画広報課長兼コンプライアンス室長 2006年 6月 総合企画部副部長 2008年 7月 大宮支店長 2009年 6月 総合企画部長 2011年 6月 取締役総合企画部長 2013年 6月 常務取締役

専務取締役

2019年 6月 取締役頭取 (現職)



専務取締役 (代表取締役) かわい しょういち 川合昌一

コスト削減・業務改革特命チーム、 市場金融部、IT・オペレーション統括部担当

1993年 3月 2011年 6月 2013年 2月 株式会社大光銀行入行 届川支店長 審査部副部長 2014年 6月 審査部長 2017年 6月 執行役員審査部長 2019年 6月 取締役関東地区本部長 常務取締役営業本部長 2021年 6月

取締役

にしやま

西山

鴻巣支店長

大形支店長

柏崎支店長

川口支店長

支店長 (現職)

株式会社大光相互銀行入行

東京支店長兼総合企画部東京事務所長

執行役員新潟地区本部長兼新潟支店長

取締役長岡地区本部長兼本店営業部長兼神田支店長兼千手

2023年 6月 専務取締役コスト削減・業務改革特命チーム部長 (現職)

克義



2016年 6月

2017年 6月

## 常務取締役

専務取締役関東地区本部長

鈴木 裕之

人事部、営業戦略部、 地域産業支援部、リテール営業部担当

1984年 4月 株式会社大光相互銀行入行 2008年 7月 営業統括部営業企画グループマネージャー 営業統括部副部長 2013年 6月 総合企画部長 2016年 6月 新発田支店長 2018年 6月 執行役員監査部長 2020年 6月 執行役員人事部長 2021年 1月 執行役員人事部長兼女性活躍推進室長兼コスト削減特命 チーム部長 取締役人事部長兼コスト削減特命チーム部長

2022年 1月 取締役人事部長兼コスト削減・業務改革特命チーム部長 常務取締役人事部長兼コスト削減・業務改革特命チーム部長 常務取締役人事部長兼営業本部長(現職)



2022年 6月 取締役 (現職)

取締役

みのる 相場 実

総合企画部、リスク統括部、 審査部、総務部担当

1986年 4月 株式会社大光相互銀行入行 2009年 6月 融資企画部融資企画グループマネージャー 2011年 6月 経営管理部主計グループマネージャー 2013年 5月 経営管理部副部長 2014年 6月 経営管理部長 執行役員経営管理部長 2021年 6月 執行役員総合企画部長



1987年 4月

2009年 6月

2013年 6月

2015年 6月 2017年 6月

取締役

F1.71. たかはし 髙橋 義彦

株式会社大光相互銀行入行 1985年 4月 2009年 6月 直江津支店長 2011年 6月 石山支店長 2013年 6月 2015年 2月 大宮支店長 燕支店長 2017年 6月 三条支店長 ニネスには 営業統括部付部長兼えちご大花火支店長 営業統括部長兼えちご大花火支店長 執行役員新潟地区本部長兼新潟支店長兼学校町支店長 2019年 6月 2020年 6月 2021年 6月 取締役新潟地区本部長兼新潟支店長兼学校町支店長 (現職)

# 取締役(監査等委員)



取締役 (監査等委員) やまぐち 知康 ШП

1985年 4月 株式会社大光相互銀行入行 2007年 6日 人事部科書室長 2010年 6月 河渡支店長 2012年 6月 見附支店長 2013年 6月 金融サービス部長 2015年 3月 地域産業支援部長 2016年 6月 東京支店長兼総合企画部東京事務所長 執行役員人事部長兼女性活躍推進室長

2020年 6月 執行役員監査部長 2021年 6月 取締役 (監査等委員) (現職)



2023年 2月

1994年 4月

1996年 4月

2001年 4月

2005年 4月

2008年 11月 2009年 4月

2010年 4月 2015年 3月

取締役 (監査等委員) ほそかい いわお 細貝 巌

第二東京弁護士会登録 1997年 6日 新潟県弁護十会登録 1999年 3月 細貝法律事務所所長(現職) 株式会社原信監査役 株式会社が店面目校 原信ナルスホールディングス株式会社 (現・アクシアルリテイリング株式会社) 監査役 2010年 6月 株式会社大光銀行取締役 アクシアルリテイリング株式会社取締役(現職) 2014年 6月

> 取締役 (監査等委員)

なかむら

中村

新潟県庁入庁

株式会社大光銀行取締役(監査等委員)(現職)

稚枝子

県総務部知事公室広報広聴課広報係長

県環境生活部文化振興課長補佐

県知事政策局秘書課長

県県民生活・環境部文化振興課長

無別等以來的場合的 果総務管理部副部長 県総務管理部副部長兼自治研修所長 県県民生活・環境部長 新潟県庁退職

県福祉保健部児童家庭課保育係長 県環境生活部生活企画課副参事(予算係長)

県総合政策部調整課企画主幹・調整課長補佐

利為宗汀逐報 新潟県労働委員会委員(公益委員) 公益財団法人新潟県国際交流協会監事(現職)

新潟県公務災害補償等審査会委員(現職) 株式会社大光銀行取締役(監査等委員)(現職)

株式会社中越カントリー倶楽部取締役(現職)

取締役 (監査等委員) 坂井

1977年 3月 公認会計士登録 税理士登録 1981年 3月 坂井会計事務所所長(現職) 1994年 10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 代表 日本公認会計士協会東京会新潟県会会長 2007年 6月

一正蒲鉾株式会社監査役 2012年 9月 2014年 7月 さくらの街信用組合 (現・はばたき信用組合) 員外監事 2015年 9月 一正蒲鉾株式会社取締役(監査等委員)(現職) 株式会社大光銀行取締役(監査等委員)(現職) 2019年 6月

2019年12月 はばたき信用組合員外監事



取締役 (監査等委員) たかはし まさひて 高橋 正秀

株式会社新潟日報社入社(編集局) 1980年 6月 同社編集局次長兼報道本部長兼写真画像部長兼編集委員 2014年 4月 同社執行役員営業統括本部広告事業本部長 2016年 3月 同社取締役編集制作統括本部長 同社常務取締役経営企画会議議長、経営管理本部長 2018年 3月 同社専務取締役経営企画会議議長、経営管理本部長 2021年 3月 同社代表取締役専務経営企画会議議長 2022年 3月 同社顧問 (現職)

株式会社新潟日報サービスネット代表取締役会長 2022年 3月 株式会社新潟日報メディアネット代表取締役会長(現職) 2023年 6月

※取締役の細貝巌氏、坂井啓二氏、中村稚枝子氏および高橋正秀氏は、 会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。社外取締役 4氏につきましては、東京証券取引所に対し独立役員として届け 株式会社大光銀行取締役(監査等委員)(現職) 出ています。

# 執行役員

ゎたべ **渡部** しげる

営業戦略部長、 えちご大花火支店長 せきぐち ゆたか 関口

市場金融部長

けいすけ 敬介

リスク統括部長

43 TAIKO BANK

統合報告書 2023 44

武藤

# リスク管理体制

金融の自由化や金融技術の発達等により銀行業務は多様化、 複雑化してきており、抱えるリスクも多様化、複雑化していま す。こうした中、銀行が経営の健全性の維持と収益性の向上を 図っていくため、各リスクを総合的に把握し一元的に管理する 統括部署として、リスク統括部を設置しています。

運用面では、各リスクの主管部を明確にするとともに、信用 リスク、市場リスク等のリスク毎のリスク管理方針および統合 的リスク管理方針を取締役会の決議により定めているほか、リ スク統括部において年度毎の管理方針としてリスク管理プログ ラムを策定し、中期間および期末にはその実施状況をチェック するなど、リスクの統合管理に努めています。また、それらの リスクを横断的に管理するため、定期的に経営委員会(信用リ スク管理委員会、コンプライアンス委員会、ALM委員会)を 開催し、必要な協議を行っています。さらに、経営の健全性の 確保と収益性・効率性の向上を図ることを目的として、リスク 資本配賦を実施しています。各部署のリスク管理の適切性につ いては、内部監査部門である監査部が監査しています。

## 1 信用リスク管理

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、 資産の価値が減少ないし消滅し、銀行が損失を被るリスクのこ とです。

当行では、リスク統括部を主管部とし、毎月、信用リスク計 量化システムによりリスク量を計測し、増減要因を分析した上 でALM委員会に報告しています。また、信用リスク管理重視 の審査体制の整備やクレジット・リミット設定等による与信 ポートフォリオ管理の強化、特定の業種や特定のグループに対 する与信集中の防止、信用格付の精緻化による信用リスク管理 の強化等に努めているほか、各種研修により審査能力の向上に も努めています。

## 2 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、株価、為替等のさまざまな市場の要 因の変動により、保有する資産の価値が変動し、銀行が損失を 被るリスクのことです。

当行では、市場金融部を主管部とし、VaRによるリスク量等 を計測し、リスク量の推移や経営体力との対比により健全性を 検証した上で、毎月ALM委員会に報告しています。市況が大 幅に変動した場合には、臨時ALM委員会を開催し、シミュレー ション等により対応を協議しています。また、資本配賦を実施 し、配賦資本使用率についてもモニタリングしています。特に 有価証券についてはリスク量等を詳細に計測および管理すると ともに、投資資金の効率運用にも努めています。

#### 3 流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場の評価や財務内容の悪化等による予 期せぬ資金の流出により、資金繰りがつかなくなる場合や、資 金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なく されることにより損失を被るリスクおよび市場の混乱等により 市場において取引ができないことなどから、銀行が損失を被る リスクのことです。

当行では、市場流動性リスク管理部門はリスク統括部、資金 繰りリスク管理部門は市場金融部を主管部とし、流動性リスク の状況を常時、的確に管理し、安定的な水準の確保に努めてい ます。また、不測の事態にも対応できるよう、具体的な対応要 領を定めるとともに十分な資金調達枠を維持しています。

## 4 オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動 もしくはシステムが不適切であることまたは自然災害等外生的 な事象により損失を被るリスクおよび風評リスク等のことです。

当行では、オペレーショナル・リスクを法務リスク、事務リ スク、システムリスク、風評リスク、人的リスク、有形資産リ スクの6つに区分し、それぞれの主管部を定めて適切に管理し ています。総合的な管理部門はリスク統括部としており、定期 的に損失事象を収集分析してALM委員会に報告し、再発防止 等について協議しています。

法務リスク管理の主管部はリスク統括部としています。法務 リスク管理体制としては、顧問弁護士と連携したリーガル チェック等を実施するとともに、法令改正時の集合研修等によ り意識の向上に努めています。

事務リスク管理、システムリスク管理の主管部はIT・オペレー ション統括部としています。事務リスク管理体制としては、事 務処理規程の整備、研修、事務処理規程検定試験および営業店 事務指導の実施等により、厳正な事務取扱いの定着に努めてい ます。また、監査部による定例的な立入検査により、事務処理 の適正性および内部管理体制の適切性・有効性を検証し、事務 リスクの顕在化防止に努めています。システムリスク管理体制 としては、基幹系システムを委託している株式会社日立製作所 NEXTBASEセンターにおいてシステムリスクを一次的に管理し、

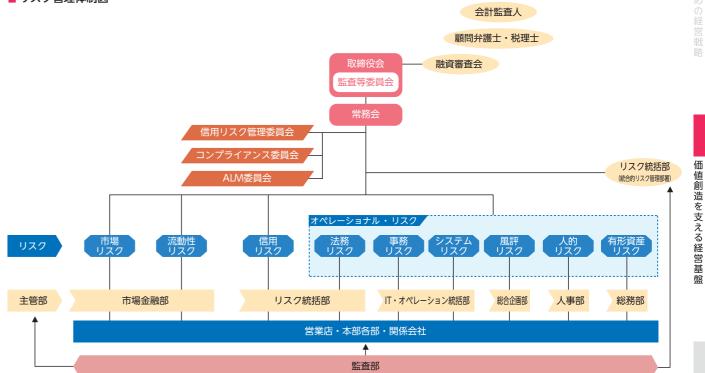
その管理状況についての報告等を受けることにより二次的に管 理しているほか、当行の監査法人、監査部門の監査によっても 検証しています。バックアップ体制についてはNEXTBASEバッ クアップセンターを設置し、整備を図っています。また、国際系 システム等の小規模システムや分散システム(クライアント・ サーバー、パソコン等)に係るリスク管理は各システム使用部 門で管理し、IT・オペレーション統括部が統括管理しています。

風評リスク管理の主管部は総合企画部としています。風評リ スク管理体制としては、インターネット掲示板等からの情報収 集、風評情報の正確かつ迅速な報告体制の整備、適切な情報開 示等に努め、風評発生の未然防止を図るとともに影響を最小限 に抑えられるよう努めています。また、万一の場合に備えてマ ニュアルを策定しているほか、定期的な訓練も実施しています。

人的リスク管理の主管部は人事部とし、人事運営上の不公 平・不公正や差別的行為などから損失を被ることのないよう、 人事考課者研修等による適正な人事考課の実施やヘルプライン を利用したハラスメント防止等に努めています。

有形資産リスク管理の主管部は総務部とし、災害その他の事 象などから被る損害をできるだけ小さくするため、店舗等の耐 震診断結果に基づく補強工事や建物・設備の定期点検等を実施 しています。

## ■リスク管理体制図



## マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策への取組み

当行は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策を経営上の重要課題と認識し、IT・オペレーション統括部担当役員をマ ネロン等防止対策責任者として、「マネー・ローンダリング対策室」の設置や「マネー・ローンダリング/テロ資金供与防止方針」 等の各種規程を制定してマネロン対策を進めています。今後も関係法令およびガイドライン等に基づき、経営陣の主導的な関与のも と管理態勢の強化に取り組んでまいります。

45 TAIKO BANK 統合報告書 2023 46

# コンプライアンス(法令等遵守)

当行では、社会的責任と公共的使命を遂行し、地域社会の一 員として揺るぎない信頼を確立していくことを目的としてコン プライアンスの強化に積極的に取り組んでいます。法令等遵守

## コンプライアンス体制

コンプライアンスの統括部署をリスク統括部とし、リスク統 括部担当役員がコンプライアンス統括責任者となり、体制の整 備とコンプライアンス・マインドの醸成を図っています。本部 各部および全営業店にコンプライアンス責任者を配置し、計画 に基づき継続的に啓蒙活動を実施しています。

また、定期的にコンプライアンス委員会を開催し、法令等遵 守体制の強化、事務事故等の発生防止、臨店監査に基づく業務 改善等について協議・検討しています。

## コンプライアンス・プログラム

行内体制整備の具体的な実践計画である「コンプライアン ス・プログラム を年度毎に取締役会で策定し、それに基づい て行員のコンプライアンス研修の実施やコンプライアンスに関 する規定の整備、モニタリングの充実、検査体制の強化等を図 っています。

# ■コンプライアンス体制図

に係る当行のコンプライアンス基本方針として「行動憲章」を 定め、コンプライアンス意識の高い企業風土の構築を進めてい

## コンプライアンス啓蒙活動

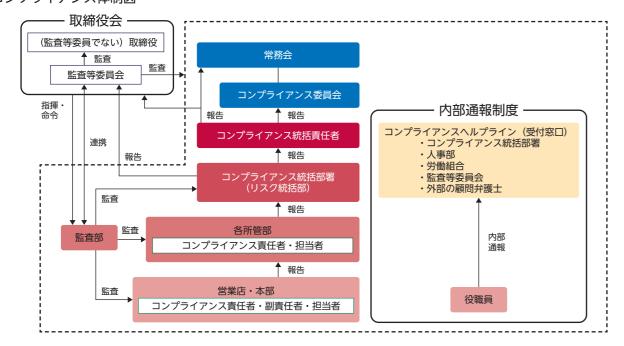
役職員の倫理・行動に関する遵守規準である「役職員行動規 範」およびコンプライアンス体制を構築・強化するための「コ ンプライアンス・マニュアル」を行内イントラネットに公開し、 コンプライアンス啓蒙活動等に活用しています。

また、各種会議、研修時のコンプライアンス講義、「コンプ ライアンス通信」等の定期的な発行、「コンプライアンス確認 ドリル」の実施等により、教育に努めています。

### 内部通報制度

内部通報制度として、コンプライアンス統括部署や外部の顧 問弁護士等を受付窓口とする「コンプライアンスヘルプライン」 を設置し、法令違反、倫理違反などコンプライアンス上の重大 な問題に関する役職員 (一年以内の退職者を含む) からの通 報・相談の受付体制を整備しています。

この制度により問題行為の早期発見と行内牽制機能の強化を 図り、コンプライアンス態勢の充実に努めています。



#### コンプライアンス基本方針(行動憲章)

(銀行の公共的使命)

1. 銀行のもつ公共的使命の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図る。 (質の高い金融サービスの提供)

経済活動を支えるインフラとしての安定的な機能提供とサービスの高度化に向けた不断の創意と工夫に努め、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティ レベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配意した質の高い金融サービスの提供を通じて、内外の 経済・社会の発展に貢献する。

(法令やルールの厳格な遵守)

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行する。

- 4. 経営等の情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、銀行を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、自らの企業価値 の向上を図るとともに、社会からの理解と信頼を確保するべく、広く社会とのコミュニケーションを図る。 (人権の尊重)
- すべての人々の人権を尊重する。
- (多様な人材の活躍、健康・安全な職場)
- 6. 多様な人材の活躍を促進する制度や柔軟な働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。 (人材育成への取組み、金融経済教育への貢献)

- 人材育成や能力開発に積極的に取り組み、従業員の自律的なキャリア形成を支援する。また、金融経済教育への参画等により、社会の金 融リテラシー向上に貢献する。
- (環境問題等への取組み)
- 地球環境や社会情勢の変化等への耐性の高いサステナブルな環境・社会の構築に向け、主体的に行動する。

(社会参画と発展への貢献)

- 9. 銀行が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。 (反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応) 10. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローングリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

# 個人情報保護方針(プライバシー・ポリシー)

当行は、地域金融機関としてお客さまからの信頼を第一と考え、お客さまからお預かりした個人情報につきましては、個人情報保 護の重要性を認識し、下記の方針に基づいて厳格な管理に努めてまいります。

## 1 法令等の遵守

当行は、「個人情報の保護に関する法律」(以下、「個人情報 議法」といいます。)、「金融分野における個人情報保護に関す るガイドライン」その他関係法令および行内規程等を遵守して、 お客さまの個人情報を適切に取り扱います。また、当行は、お 客さまの個人情報の取扱いについて継続的な改善に努めます。

## 2 個人情報の利用目的

- (1) 当行は、個人情報の利用目的を特定し、当行ホームペー ・店頭等に公表いたします。また、利用目的を変更した 場合には、同様に公表いたします。
- 当行は、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等への回答に際しては、アンケートの集計のためのみに利用するなど 取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

## 3 情報の取得と利用

当行は、お客さまとのお取引を円滑に行い、より良いサービスを ご提供するため、お客さまから必要な個人情報を取得いたします。 お客さまの個人情報を取得する際には、偽りその他不正な手段に よることなく、その利用目的をお伝えし、その利用目的の範囲内で 個人情報を利用し、その他の目的および違法または不当な行為を 助長し、または誘発するおそれがある方法で利用いたしません。 当行では、例えば、以下のような情報源から個人情報を取得することがあります。

(取得する情報源の例) ・預金口座のご新規申込書など、お客さまにご記入・ご提出い ただく書類等により直接提供される場合(ご本人からの申込書 等の書面の提出、ご本人からのWeb等の画面へのデータ入力) ・各地手形交換所等の共同利用者や個人情報信用情報機関等 の第三者から、個人情報が提供される場合

## 4 機微情報の取扱い

当行は、お客さまの機微(センシティブ)情報(金融分野にお ける個人情報保護に関するガイドラインで定める情報を指します。) については、法令等にもとづく場合や業務遂行上必要な範 囲においてお客さまの同意をいただいた場合などの同ガイドライ ンに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

#### 5 個人データの第三者提供

当行は、お客さまから取得した個人データ(個人情報のうち コンピュータなどを用いて検索することができるように構成した 情報をいいます。)については、お客さまの同意がある場合、法 令にもとづく場合等を除き、第三者へ提供することはいたしません。ただし、利用目的の達成に必要な範囲内において個人情 報の取扱いを委託する場合、合併等の場合および別途定める特定の者との間で共同利用する場合には、お客さまの同意をいた だくことなく、お客さまの個人情報を提供することがあります。

#### 6 安全管理措置

当行は、お客さまから取得した個人データの漏えい、滅失ま たは毀損を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を実施するとともに、取得した個人データを正確かつ最新の内容に更 新するよう努めます。また、お客さまの個人情報を取り扱う従 業者や委託先(再委託先等も含みます。) について、必要かつ 適切な監督を行ってまいります。

なお、安全管理措置に関するお問い合わせは、下記の問い合 わせ窓口にて受け付けています。

【安全管理措置に関するお問い合わせ窓口】 コンプライアンスグループ 電話番号:0258-36-4111 (受付時間:平日9:00~17:00) ※祝日および年末年始を除きます。

## 7 個人データの委託

当行は、利用目的の達成に必要な範囲内において、例えば以 下のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っております。また、お客さまの個人情報の安全管理が図られるよう、委 託先に対して必要かつ適切な監督を行っております。

- (委託する事務の例)
- ・取引明細通知書発送に関わる事務 ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

## 8 情報の共同利用

当行は、当行の関係会社等との間でお客さまの個人データを共 同利用することがあります。共同利用に当たっては、共同利用者 の範囲などの必要事項を定め、ホームページで公表いたします。

## 9 個人データの開示、訂正等の請求

- (1) 当行は、個人情報保護法で定めるお客さまに関する保有個 人データの利用目的の通知、内容の開示のご請求、保有個 人データの内容が事実に反する場合等における訂正・追加・ 削除、利用の停止・消去・第三者提供の停止のご請求につき ましては、適切かつ迅速な対応を行うよう努めてまいります。 お手続きの詳細は、当行のホームページに掲載しておりま
- すほか、最寄りの本支店にお問合せください。 当行は、ダイレクトメールの送付や電話等による勧誘などのダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまより中止のお申し出をいただいたとき は、直ちに当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

## 10 個人情報の取扱いに関するお問い合わせ

お客さまの個人情報の取扱いに関するお問い合わせは、お取 引店もしくは下記の相談窓口「お客さま相談室」で受け付けて います。お問い合わせに対しては、迅速に事実関係を調査し、

■お客さま相談室 フリーコール

誠意をもって対処いたします。 0120-36-4440 (诵話料無料)

※祝日および年末年始を除きます。

当行は、金融分野における認定個人情報保護団体である全国銀行個人情報保護協議会の会員および証券分野における認定 個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。全国銀行個人情報保護協議会の苦情・相談窓口(全国銀行協会相談 室および銀行とりひき相談所)および日本証券業協会の個人情報相談室では、会員の個人情報の取扱いについての苦情・相 談をお受けしています。

(1) 全国銀行個人情報保護協議会 http://www.abpdpc.gr.jp/ 【苦情・相談窓口】電話 03-5222-1700 (またはお近くの銀行取引相談所)

(2) 日本証券業協会 https://www.jsda.or.jp/

【苦情・相談窓口】個人情報相談室 電話 03-6665-6784

個人情報保護法にもとづく個人情報取扱事業者(当行)の公表事項である住所および代表者氏名は当行ホームページをご覧ください。

# 個人情報の安全管理体制について

## 個人情報保護責任者の設置

個人情報保護の体制整備の統括責任者として本部に個人情報 統括責任者を、また、各営業店と各部には個人情報管理責任者 を設置し体制整備に努めています。

# 従業員の監督

従業員に対しては、個人情報保護方針の遵守と顧客情報を含 む行内情報の機密保持に関する誓約書を徴求しています。また、 個人情報保護の意識を向上させるための教育、啓蒙活動を行っ ています。

# モニタリングの実施と改善

個人情報の適正な取扱いと安全管理が確実に行われているか 監査部が監査を実施しています。その結果は個人情報統括責任 者に報告し安全管理体制の改善を図っています。

#### 漏えい防止への取組み

個人情報の漏えい防止のため、私用カバンの持込みの禁止、 パソコンの持出禁止、ハードディスク等外部記録媒体の管理強化、還元資料等の保管確認を行っています。

47 TAIKO BANK 統合報告書 2023 48